

～新型コロナウイルス、原油高、仕入高により経営が悪化している中小企業の資金繰りを支援します～

飛騨市返済ゆったり資金等 利子・信用保証料補給制度

目的

新型コロナウイルスに加え、原油及び物価の高騰等により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」および岐阜県信用保証協会「伴走特別保証」を利用した融資について支払利子、信用保証料の一部を補給します。

対象者条件

融資対象者	次の条件を全て満たすことが必要です。 (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人 (2) 市税等を滞納していない者 (3) 「岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱に基づいて行われる返済ゆったり資金」「岐阜県信用保証協会：伴走特別保証を利用した融資」について、令和4年4月18日から令和5年3月31日の間に融資実行を受けた者。
-------	---

助成内容

利子補給	支払利子のうち、借換分を含む年利1%相当を最長1年間補給 ※補助決定時に市税等を完納している方に限ります。
信用保証料補給	【新設】追加で支払った信用保証料の1/2を補給（上限50万円）

申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

利子補給 申請方法 必要書類	利子補給の申込みは申請書に必要事項を記載し、下記の添付書類とともに年度ごとに申請してください。（利子補給2年目以降より、例年1月～2月頃ご案内いたします。） (1) 「返済ゆったり資金」「伴走特別保証」の利用を示す書類（信用保証書写し等） (2) 借入金額及び利息の返済計画を示す書類 (3) 事業の内容、事業計画、資金用途等を示す書類の写し (4) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書の写し
----------------------	--

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内いたします。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

【県制度についてのお問い合わせ先】
岐阜県商工労働部 商業・金融課
（資金融資係）

☎ 058-272-8389

【利子補給に関するお問い合わせ先】
飛騨市役所 商工観光部 商工課

☎ 0577-62-8901